
目次

目次.....	1
療養介護.....	2
生活介護.....	2
児童デイサービス	3
短期入所.....	3
自立訓練（機能訓練）	4
自立訓練（生活訓練）	4
就労移行支援.....	5
就労継続支援A型	5
就労継続支援B型	6
施設入所支援.....	6
共同生活介護.....	7
共同生活援助.....	7
サービス管理責任者について.....	8
平均障害程度区分の求め方	14
生活介護の報酬区分	15
施設入所支援の報酬区分.....	16
自立訓練、就労移行支援、生活介護（経過措置による施設入所者）又は就労継続支援（経過措置による施設入所者）の利用者が施設入所支援を利用する場合の報酬区分の算定方法	17

療養介護

職	員数	備考
管理者	1人	医師 専従かつ常勤 ※1
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 (利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)	1以上は常勤 ※1
医師	健康保険法の基準以上	
看護職員	常勤換算で利用者の数を2で除した数以上。	※2
生活支援員	常勤換算で利用者の数を4で除した数以上。 看護職員の過配分を生活支援員として算定すること可能。	1以上は常勤

※1 詳細8ページ

※2 看護師、准看護師、看護補助者

生活介護

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤 ※1
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	1以上は常勤 ※1 資格要件あり※2
医師	必要数	嘱託医可
看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員	平均障害程度区分4未満： 常勤換算方法により、利用者数を6で除した数以上 平均障害程度区分4以上5未満： 常勤換算方法により、利用者数を5で除した数以上 平均障害程度区分5以上： 常勤換算方法により、利用者数を3で除した数以上	看護職員・生活支援員については1以上。 理学療法士又は作業療法士については必要数。 生活支援員については1以上常勤。 ※3

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

※3 看護職員：保健師、看護師、准看護師

理学療法士・作業療法士の確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、その他の者を機能訓練指導員としておくことができる。

児童デイサービス

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤※1
サービス管理責任者	1人以上	1以上は専従かつ常勤 資格要件あり※2
指導員又は保育士	単位ごとに 障害児10人以下：2人以上 利用者が10を超えて5又はその端数 を増すごとに1を加えて得た数以上	専従 1以上は常勤

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

短期入所

職	員数		備考
管理者	1人		専従かつ常勤 ※1
従業者	併設事業所	併設本体施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	
	空床利用型事業所	当該施設の入所者数及び当該指定短期入所事業の利用者数の合計を当該施設の利用者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	
	単独事業所	利用者数に応じて、適切な指定短期入所の提供を行うために必要な数の生活支援員	

※1 詳細8ページ

自立訓練（機能訓練）

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤※1
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 (利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)	1以上は常勤※1 資格要件あり※2
看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員	各1以上 総数は常勤換算方法により、利用者数を6で除した数以上	各1以上は常勤 ※訪問によるサービス提供の場合、左記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1以上配置 ※3

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

※3 看護職員：保健師、看護師、准看護師

理学療法士・作業療法士の確保が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、その他の者を機能訓練指導員としておくことができる。

自立訓練（生活訓練）

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤※1
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 (利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)	1以上は常勤※1 資格要件あり※2
生活支援員	常勤換算方法により、宿泊型自立訓練利用者数を10で除した数と、宿泊型以外の利用者数を6で除した数以上	1以上は常勤 ※3
地域移行支援員	宿泊型自立訓練を行う場合に1以上	

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

※3 訪問によるサービス提供の場合、左記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1以上配置。

健康上の管理などに必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数を常勤換算方法により、利用者数を6で除した数。

就労移行支援

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤 ※1
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 (利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)	1以上は常勤 資格要件あり ※2
職業指導員及び生活支援員	各1以上 総数は常勤換算方法により、利用者数を6で除した数以上	1以上は常勤 ※3
就労支援員	常勤換算方法により、利用者数を15で除した数以上	1以上は常勤

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

※3 認定就労移行支援事業所の場合の総数は常勤換算方法により、利用者数を10で除した数以上

就労継続支援A型

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤
サービス管理責任者	利用者60人以下：1人以上 (利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)	1以上は常勤 資格要件あり※
職業指導員及び生活支援員	各1以上 総数は常勤換算方法により、利用者数を10で除した数以上	1以上は常勤

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

就労継続支援 B 型

職	員数	備考
管理者	1 人	専従かつ常勤
サービス管理責任者	利用者 60 人以下：1 人以上 (利用者が 60 を超えて 40 又はその端数 を増すごとに 1 を加えて得た数以上)	1 以上は常勤 資格要件あり※
職業指導員及び生活 支援員	各 1 以上 総数は常勤換算方法により、利用者数を 10 で除した数以上	1 以上は常勤

※1 詳細 8 ページ

※2 詳細 9 ページ

施設入所支援

職	員数
サービス管理責任者 ※	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサ ービス管理責任者が兼ねること
生活支援員	単位ごとに 利用者 60 人以下：1 人以上 (利用者が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加え て得た数以上) ※自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援のみの提供の 場合、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上

※ 詳細 8、9 ページ

共同生活介護

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤
サービス管理 責任者	利用者30人以下：1人以上 利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1 を加えて得た数以上	資格要件あり ※
世話人	常勤換算方法により、利用者数を6で除した数以上	
生活支援員	常勤換算で、次の①から④までの合計数以上 ①障害程度区分3に該当する利用者数を9で除した数 ②障害程度区分4に該当する利用者数を6で除した数 ③障害程度区分5に該当する利用者数を4で除した数 ④障害程度区分6に該当する利用者数を2.5で除した数	

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

共同生活援助

職	員数	備考
管理者	1人	専従かつ常勤
サービス管理 責任者	利用者30人以下：1人以上 利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1 を加えて得た数以上	資格要件あり ※
世話人	常勤換算方法により、利用者数を10で除した数以上	

※1 詳細8ページ

※2 詳細9ページ

共同生活介護と共同生活援助の両方の指定を受ける場合は常勤換算方法により、共同生活介護対象者と共同生活援助対象者の合計数を6で除した数以上。

管理者・サービス管理責任者要件

管 理 者 （ 施 設 長 ）	療養介護	医師	
	就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者 ② 社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者 ③ 企業を経営した経験を有する者 ④ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者	
	その他	上記①、②、④のいずれかを満たす者	
責 務	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。		
専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 のいずれかとの兼務は可。			
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	配 置 数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が60人以下 1人以上 ・ 利用者が61人以上 利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・ 常勤1人以上 	
	資 格 要 件	次のいずれも満たす者（詳細はp23を参照） ① 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年 ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講及びサービス管理責任者研修修了	
	業 務	<p>① 個別支援計画の作成に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を徴求。 ・ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ・ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 ・ 療養介護計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 <p>② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。</p> <p>③ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。</p> <p>④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	
	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は ①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員 のいずれかとの兼務は可。		

サービス管理責任者について

サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類及び対応する研修分野

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）	研修分野
療養介護	●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 1人以上は常勤	介護
生活介護		地域生活（身体）
自立訓練（機能訓練）		就労
就労移行支援		
就労継続支援		地域生活 （知的・精神）
自立訓練（生活訓練）		
共同生活介護 共同生活援助	●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤要件なし ※ GH・CHの一体型で指定を受けた場合は合計利用者数に対して配置すればよい。	
児童デイサービス	1人以上 ※1人以上は専任かつ常勤	児童

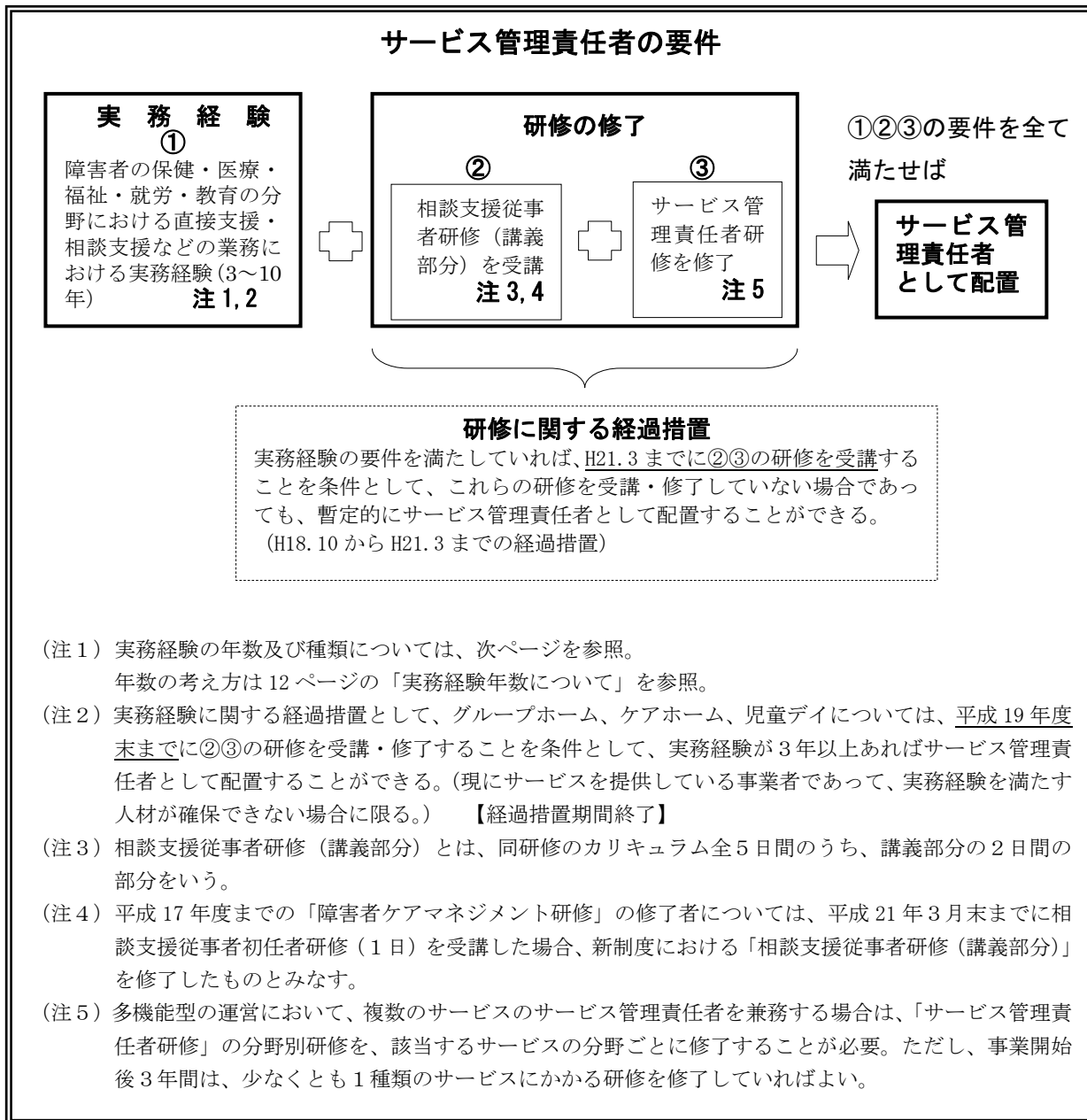
※施設入所支援にかかるものは、介護分野に含む

（注）表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・行動援護、重度障害者包括支援、短期入所、相談支援）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

※ サービス管理責任者について（平成18年6月26日：厚生労働省障害福祉課資料より抜粋）

○サービス管理責任者の要件

障害者支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～10年）があり、かつ、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講・修了することが要件となっている。詳細は以下のとおり。



○サービス管理責任者の実務経験一覧表

業務範囲	業務内容	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 身体（知的）障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所	5年以上
	イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※を有する者 （４）ア・ウ・エに従事した期間が１年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害者支援施設、身体（知的）障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ○ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	10年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等 コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）児童指導員任用資格者 （４）保育士 （５）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※による業務に５年以上従事している者	3年以上	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

○サービス管理責任者の実務経験に関するQ&A

質 問	回 答
小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算5年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、次の業務に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。 (相談支援業務) 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務 (直接支援業務) 身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。

過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる（ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない）。

なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、出勤簿等別の記録により業務内容や勤務日数が県において確認できればよい。

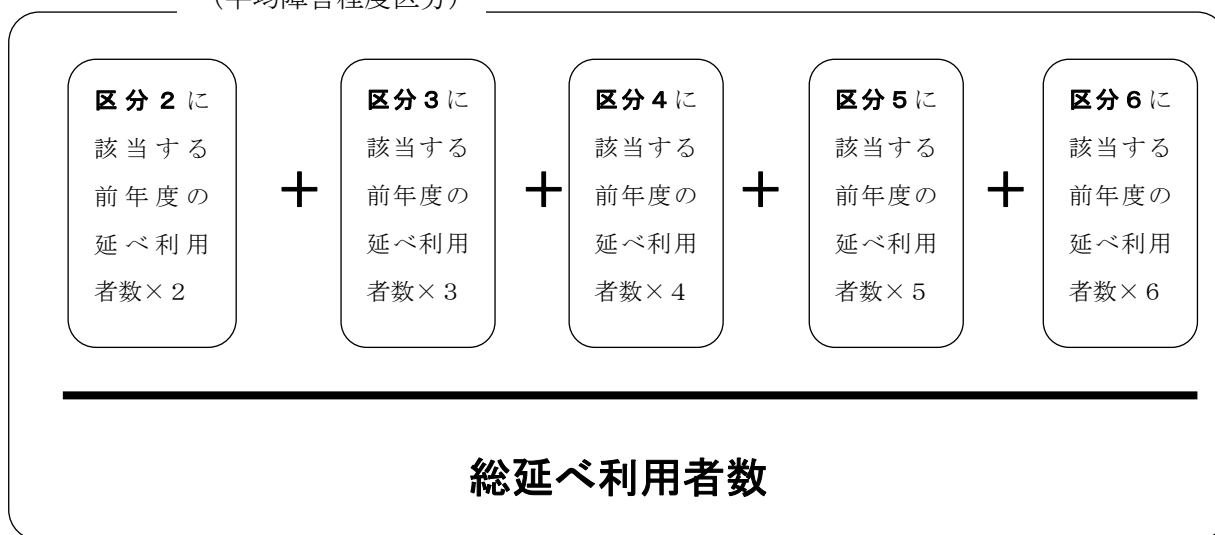
また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。

【平均障害程度区分の求め方】

(区分 2 に該当する前年度の延べ利用者数 × 2 + 区分 3 に該当する前年度の延べ利用者数 × 3 + 区分 4 に該当する前年度の延べ利用者数 × 4 + 区分 5 に該当する前年度の延べ利用者数 × 5 + 区分 6 に該当する前年度の延べ利用者数 × 6) / 総延べ利用者数

※ 算出結果については、**パーセントの小数点第 2 位**を四捨五入する。

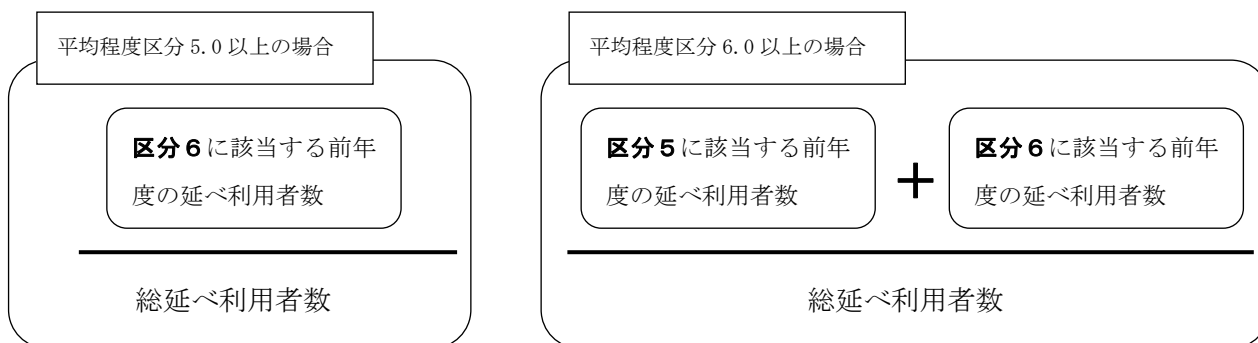
(平均障害程度区分)



【区分 5・6 者の割合の求め方】

- ・平均区分 5.0 以上の場合：(区分 6 に該当する前年度の延べ利用者数) / 総延べ利用者数
- ・平均区分 6.0 以上の場合：(区分 5 に該当する前年度の延べ利用者数 + 区分 6 の前年度の延べ利用者数) / 総延べ利用者数

※ 算出結果については、**パーセントの小数点第 1 位**を四捨五入する。



生活介護の報酬区分

報酬区分	サービス提供者配置基準	サービス管理責任者配置基準	平均障害程度区分			
			平均区分	又は	割合	
生活介護（Ⅰ）	1. 7：1以上	利用者60人以下 ：1人以上 (以降40人又はその端 数を増すごとに1人を 加えて得た数以上)	平均区分5.5以上	又は	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護（Ⅱ）	2：1以上		平均区分5.3以上5.5未満		平均区分5.0以上	区分6の者が50%以上
生活介護（Ⅲ）	2. 5：1以上		平均区分5.1以上5.3未満		平均区分5.0以上	区分6の者が40%以上
生活介護（Ⅳ）	3：1以上		平均区分4.9以上5.1未満		平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
生活介護（Ⅴ）	3. 5：1以上		平均区分4.7以上4.9未満		平均区分4.5以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護（Ⅵ）	4：1以上		平均区分4.4以上4.7未満		平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
生活介護（Ⅶ）	4. 5：1以上		平均区分4.1以上4.4未満		平均区分4.0以上	区分5・6の者が30%以上
生活介護（Ⅷ）	5：1以上		平均区分3.8以上4.1未満		平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
生活介護（Ⅸ）	5. 5：1以上		平均区分3.5以上3.8未満		平均区分4.0未満	区分5・6の者が20%以上
生活介護（Ⅹ）	6：1以上		平均区分3.5未満			
生活介護（ⅩⅠ）	10：1以上		経過措置利用者			

いずれかを選択

施設入所支援の報酬区分

報酬区分	夜間職員配置基準	平均障害程度区分			
		平均区分	又は	区分	
施設入所支援 (I)	利用者60人以下：夜勤職員3人以上 (以降40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分 5.5 以上	又は	平均区分 5.0 以上	区分 6 の者が 60%以上
施設入所支援 (II)		平均区分 5.3 以上 5.5 未満			区分 6 の者が 50%以上
施設入所支援 (III)		平均区分 5.1 以上 5.3 未満			区分 6 の者が 40%以上
施設入所支援 (IV)	利用者60人以下：夜勤職員2人以上 (以降40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分 4.9 以上 5.1 未満		平均区分 4.5 以上	区分 5・6 の者が 50%以上
施設入所支援 (V)		平均区分 4.7 以上 4.9 未満			区分 5・6 の者が 40%以上
施設入所支援 (VI)		平均区分 4.4 以上 4.7 未満		平均区分 4.0 以上	区分 5・6 の者が 40%以上
施設入所支援 (VII)		平均区分 4.1 以上 4.4 未満			区分 5・6 の者が 30%以上
施設入所支援 (VIII)	利用者60人以下：夜勤職員1人以上 (以降40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上)	平均区分 3.8 以上 4.1 未満		平均区分 4.0 未満	区分 5・6 の者が 30%以上
施設入所支援 (IX)		平均区分 3.5 以上 3.8 未満			区分 5・6 の者が 20%以上
施設入所支援 (X)		平均区分 3.5 未満			
施設入所支援 (XI)	宿直職員 1人以上	経過措置利用者			

いずれかを選択

自立訓練、就労移行支援、生活介護（経過措置による施設入所者）又は就労継続支援（経過措置による施設入所者）の利用者が施設入所支援を利用する場合の報酬区分の算定方法

報酬区分	夜間職員配置基準	日中サービス
施設入所支援（Ⅶ）	夜勤職員 2 人配置の場合	生活介護（経過措置） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（経過措置）
施設入所支援（Ⅹ）	夜勤職員 1 人配置の場合	
施設入所支援（ⅩⅠ）	宿直体制の場合	

※ 自立訓練等の訓練等給付事業と生活介護を組み合わせる多機能型で実施する施設にあっては、施設入所支援に係る平均障害程度区分の算定対象から自立訓練等の利用者を除外することとする。